

第三期特定健康診査等実施計画

T D K 健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 01 月 11 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	（生活習慣病の増加） 被扶養者の健診受診率43.3%と他健保と比べ5.5ポイント低く、半分以上が未受診となっている。	➔ 健診受診率向上のため、未受診者へ健診受診を促す
No.2	（生活習慣病の増加） 生活習慣病が全医療費の15.3%を占めている。 健康課題マップのリスク階層把握分析よりやや健診値が悪化しはじめた階層である不健康な生活群1,582人が全体の23.0%を占めており、最も多い階層となっている。	➔ 生活習慣病リスク保有者の生活習慣、健康状態の改善。
No.3	（後発医薬品の使用率の高止まり） 2017年3月の数量割合は66.5%	➔ 後発医薬品に切替余地がある対象者へ切替を促す。
No.4	（生活習慣病の増加） 生活習慣病を疾病別に分析すると、高血圧症の医療費が最も高い患者数は男性被保険者が多く、40代から受療率が上昇傾向にある一方で、30代以下においても一定数存在している。 健診とレセプトを突合した治療放置群分析により、健診結果が悪いにも関わらず通院をしていない対象者が2,032人いることがわかった。	➔ 未通院者に対して、早期に医療を受けてもらうよう受診を促す。
No.5	（生活習慣病の増加） 生活習慣病レセプトを追跡分析した結果通院を中断している対象者が95人いる。	➔ 中断をしている理由が本人の判断か、医師の指示によるものかは判断ができないが通院を促し、本人の判断によって放置することによる重症化を防ぐ。
No.6	（生活習慣病の増加） 健康課題マップのリスク階層把握分析よりやや健診値が悪化しはじめた階層である不健康な生活群1,582人が全体の23.0%を占めており、最も多い階層となっている。	➔ 健康への関心を持ってもらうために本人にとって、わかりやすい情報発信により、ヘルスリテラシー向上を促す。
No.7	（生活習慣病の増加） 問診分析より運動習慣なしの割合は、男性被保険者64.4%・女性被保険者69.1%と半数以上を占めている。	➔ 運動習慣がない人に、運動の機会を提供。
No.8	（生活習慣病の増加） 問診分析より改善意欲なしの該当者は男性被保険者で27.4%、女性被保険者で24.6%となっている。	➔ 無関心層に対し、健康維持管理の必要性を認識してもらうための情報発信によりヘルスリテラシー向上を促す。
No.9	（歯科医療費の増加） 歯科健診（被保険者）の受診率が100%でない	➔ 歯科健診（被保険者）の受診率100%を目指す早期発見、早期治療による重症化の防止
No.10	（精神疾患の増加） うつ病患者数は男性被保険者の40-50代に多い。 また、精神疾患における就業不能者が存在する。	➔ 精神疾患の予防。
No.11	（生活習慣病の増加） 男性被保険者の喫煙率は他健保に比べ0.7ポイント高い。	➔ 喫煙対策及び禁煙の必要性の啓発。
No.12	（がん検診受診率の向上） 高額医療費の増加	➔ がん検診の実施

基本的な考え方（任意）

生活習慣予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。
そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自ら生活習慣を変えることができるよう支援する。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健診

対応する健康課題番号 No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者
方法	一般被保険者→定期健診と同時実施 任意継続被保険者と被扶養者→ドック・特定健診・配偶者と任意継続者の健診から選択
体制	一般被保険者→定期健診に併せて実施 任意継続被保険者と被扶養者 ドック・・・契約医療機関で実施 特定健診・・・健保で受診券を発行し、健保連の契約施設で実施 配偶者と任意継続者・・・WCC㈱へ外部委託

事業目標

令和5年度までに特定健診の受診率を90%以上にする

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診率	- %	- %	- %	83 %	86 %	90 %
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象者への通知実施率	- %	- %	- %	100 %	100 %	100 %

*緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
-	-	-
R3年度	R4年度	R5年度
一般被保険者・・・会社と連携し定期健康診断を受診 任意継続被保険者と被扶養者・・・ドック・特定健診・配偶者と任意継続者の健診から一つ選択して受診・任意継続被保険者へ配偶者健診の利用拡大	一般被保険者・・・会社と連携し定期健康診断を受診 任意継続被保険者と被扶養者・・・ドック・特定健診・配偶者と任意継続者の健診から一つ選択して受診	一般被保険者・・・会社と連携し定期健康診断を受診 任意継続被保険者と被扶養者・・・ドック・特定健診・配偶者と任意継続者の健診から一つ選択して受診

2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.2, No.6, No.7, No.8, No.11

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	初回面談のアプローチ方法 ・強制参加型 ・参加申し込み型 実施方法 ・対面（個別・グループもあり） ・ICT（個別・グループもあり）
体制	被保険者は会社で実施 被扶養者は検討

事業目標

平成35年度の特定保健指導実施率を50%以上を達成

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
メタボ該当者割合	20 %	25 %	25 %	14 %	12 %	10 %
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保健指導 実施率	20 %	30 %	30 %	45 %	50 %	55 %

*緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
事業主と連携し、指導対象者へ積極参加を促す	対象者への全員通知 積極的支援、動機付け支援プランを原則3ヵ月プランとする	対象者への全員通知 積極的支援、動機付け支援プランを原則3ヵ月プランとする
R3年度	R4年度	R5年度
・被保険者へ強制参加型のアプローチをする・被扶養者への特定保健指導を導入する	・被保険者へ強制参加型のアプローチをする	・被保険者へ強制参加型のアプローチをする

3 事業名 重症化予防（医療機関未受診者への受診勧奨）

対応する健康課題番号 No.4

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：0～74、対象者分類：加入者全員
方法	健診データとレセプトデータを突合し、健診データ異常値を出しているにもかかわらず、通院していない者等に対し手紙で受診勧奨を行う
体制	・通知は㈱JMDCへ外部委託 ・通知後のフォローは、事業主・医療職にも情報提供

事業目標

令和5年度まで通知者の受診率15%以上

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
通知者の受診率	5 %	10 %	10 %	12 %	13 %	15 %
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診勧奨通知実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

*緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
未通院者に対して、早期に医療を受けてもらうよう受診を促す	実施時期、わかりやすい内容の工夫	実施時期、わかりやすい内容の工夫
R3年度	R4年度	R5年度
受診勧奨通知の配布・実施時期、わかりやすい内容の工夫	受診勧奨通知の配布・実施時期、わかりやすい内容の工夫	受診勧奨通知の配布・実施時期、わかりやすい内容の工夫

4 事業名 禁煙啓発（喫煙対策 問診分析）

対応する健康課題番号 No.11



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：20～64、対象者分類：被保険者
方法	禁煙プログラム 情報提供 外部講師のセミナー 禁煙外来の補助（検討）
体制	外部委託 広報誌にて情報提供

事業目標

喫煙対策及び禁煙の重要性の啓発を行い令和5年までに喫煙率を20%に抑える							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	喫煙率	10%	30%	30%	28%	27%	26%
指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	禁煙外来の実施	100人	100人	100人	50人	50人	50人

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
喫煙対策及び禁煙の重要性の啓発	事業主と行動事業の検討	事業主と行動事業の検討
R3年度	R4年度	R5年度
禁煙外来の補助検討	事業主と共同事業の検討	事業主と共同事業の検討

5 事業名 ドック受診補助

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～（上限なし）、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	健保契約健診機関での実施 人間ドック費用の一部補助（上限25,000円） 脳ドック費用の一部補助（上限35,000円） 心臓ドック費用の一部補助（上限45,000円） 人間・脳ドック費用の一部補助（上限45,000円） 人間・脳・心臓ドック費用の一部補助（上限55,000円） 脳・心臓ドック費用の一部補助（上限50,000円）
体制	・契約医療機関で受診した場合、当日は補助差引額の会計 ・契約外医療機関で受診した場合、当日に全額支払い後日償還払い

事業目標

疾病の早期発見のため実施							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	No1特定健診の受診率	-%	60%	60%	83%	86%	90%
指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	加入者への周知	-回	787回	787回	1回	1回	1回

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
-	健診受診率向上のため、未受診者へ健康受診を促す	健診受診率向上のため、未受診者へ健康受診を促す
R3年度	R4年度	R5年度
未受診者への受診を促す	未受診者への受診を促す	未受診者への受診を促す

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	- / 9,812 = - %	- / 10,114 = - %	- / 10,351 = - %	8,280 / 9,975 = 83.0 %	8,663 / 10,073 = 86.0 %	9,090 / 10,100 = 90.0 %
		被保険者	- / 6,939 = - %	- / 7,185 = - %	- / 7,360 = - %	6,784 / 6,983 = 97.2 %	7,303 / 7,353 = 99.3 %	8,020 / 8,080 = 99.3 %
		被扶養者 ※3	- / 2,873 = - %	- / 2,929 = - %	- / 2,991 = - %	1,496 / 2,992 = 50.0 %	1,360 / 2,720 = 50.0 %	1,070 / 2,020 = 53.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	7,952 / 9,520 = 83.5 %	8,117 / 9,734 = 83.4 %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	6,787 / 6,902 = 98.3 %	6,794 / 7,125 = 95.4 %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	1,165 / 2,618 = 44.5 %	1,323 / 2,609 = 50.7 %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	- / 2,159 = - %	- / 2,225 = - %	- / 2,277 = - %	810 / 1,800 = 45.0 %	900 / 1,800 = 50.0 %	1,020 / 1,700 = 60.0 %
		動機付け支援	- / 785 = - %	- / 809 = - %	- / 828 = - %	324 / 800 = 40.5 %	360 / 800 = 45.0 %	408 / 680 = 60.0 %
		積極的支援	- / 1,374 = - %	- / 1,416 = - %	- / 1,449 = - %	486 / 1,000 = 48.6 %	540 / 1,000 = 54.0 %	612 / 1,020 = 60.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	651 / 1,634 = 39.8 %	855 / 1,596 = 53.6 %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	252 / 621 = 40.6 %	360 / 662 = 54.4 %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	399 / 1,013 = 39.4 %	495 / 934 = 53.0 %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

令和5年度における実施率は特定健康診査の実施率は90%以上とし、特定保健指導の実施率は60%以上とする。

特定健康診査等の実施方法（任意）

(1) 実施場所

特定健康診査

従業員に対しては、委託機関で集合健診を行う。

被扶養者・任意継続被保険者に対しては、健保連を代表医療保険者とした集合契約と、健康診断取りまとめ機関の集合契約で個別健診を行う。

特定保健指導

従業員に対しては、事業所の会議室や、自宅等で対面または遠隔、個別契約で実施する。

被扶養者・任意継続被保険者に対しては、自宅等で遠隔、個別契約で実施する。

(2) 実施項目

特定健康診査は、「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目を実施する。

特定保健指導は、「標準的な健診・保健指導プログラム」に沿って実施する。

(3) 実施時期

特定健康診査は、通年とする。

特定保健指導は、特定健康診査実施後、可能な限り早期に実施する。初回面談の最終実施時期は3月とする。

従業員に対しては、事業主との連携し、特定保健指導の案内を行う。

(4) 外部委託の有無

特定健康診査および特定保健指導については、すべて外部委託する。

(5) 周知・案内方法

従業員は、定期健康診断に合わせて連絡する。

被扶養者・任意継続被保険者に対しては、周知は、当健保組合ホームページ・機関紙等に掲載するとともに、対象者に個別に郵送等で連絡する。

(6) 健診データの受領方法

健診のデータについては、契約健診機関から電子データ及び紙データを随時受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関から同様に電子データ及び紙データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(7) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、被保険者及び被扶養者ともに「標準的な健診・保健指導プログラム」に沿って抽出する。

個人情報の保護

当健康保険組合は、個人情報保護管理規程を遵守する。個人情報保護に関する管理組織として、個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者を設置するものとする。個人情報取扱責任者は、役職員の採用及び組合会議員の就任に当たり、個人情報保護の重要性等について理解し遵守の徹底が図られるよう必要な研修、教育を実施するほか、随時、役職員及び組合会議員に対し、個人情報保護に関して必要な研修、教育を実施する。個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

(1) 法令、関連通知及びガイドランス（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。

(2) 被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。

(3) 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。

(4) 被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。

(5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。

(6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。

(7) 組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。

組合の被保険者等の個人情報に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行う。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の公表・周知はホームページ等に掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

事業所に所属する保健師等に、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加を依頼する。